

■「県民参加と協働の推進」を行政・財政改革方針の柱の一番目に掲げ、地域課題の解決や豊かで暮らしやすい社会づくりのために、行政だけではなく多様な民間の主体とともに、様々な先進的な取組みを行っている阿部守一長野県知事にお話をうかがいました。

一長野県は、質の高い公共サービスを実現するために行政、NPOやボランティア、企業などがともに力をあわせて活動する「協働」をキーワードにした政策を進めておられます。そこにはどのようなねらいがあるのでしょうか。

この春スタートした『しあわせ信州創造プラン』（新しい長野県総合五か年計画）では、次の世代に引継ぎたい長野県の未来像のひとつとして「誰にでも居場所と出番がある信州」を掲げています。たとえば、長野県が健康長寿でいる要因は、もちろんいくつかありますが、ひとつはお年寄りの就業率が高いことです。歳をとっても働いていられる、あるいは働く意欲がある。そういうことは非常に重要だと思いますし、あと、女性でも、障害者でも、全ての人が、いわゆる狭い意味での働く場と、もうちょっと広い意味での社会参加とかね、自分たちの持っている能力を発揮できるような場所があれば、もっともっといきいき暮らせると思うんで

協働と対話で地域を創造する



Administration

長野県知事

阿部 守一

(あべ しゅいち)

す。そういう社会をめざすということが私は一番重要なことだと思っています。

多様化・複雑化するニーズに、行政だけでできることには本当に限りがあります。県民、NPO、民間企業など地域社会を

構成する多様な主体と県、市町村とが協働し、積極的に対話を重ねることにより、お互いが役割分担しながら公的なサービスを提供するなど、地域を共に創造していく仕組みが必要だと思っています。

また、『しあわせ信州創造プラン』を着実に推進するため、「信州協働推進ビジョン」を策定しました。県庁に協働コーディネートデスクをつくって取組みを進めます。なお、このビジョンそのものも、NPO、有識者、労働団体、経営者団体、そして私も一委員として参加した「信州円卓会議」で協働して議論を行い提言いただいたものです。

これまで長野県が行ってきた協働の取組みのひとつに、パーソナル・サポート・サービスがあります。これは、失業者や生活困窮者、引きこもりなど様々な課題を抱える人たちに寄り添って、自立に向けた支援を行うサービスです。県が労働者福祉協議会に委託し、NPOの皆さんなどと連携しながら事業を進め成果を上げていただいております。継続して取り組んでいきたいと思っています。

一対話の場ができて、その中で本当に困っている人が公共サービスを受ける仕組みですね。さて、より良いサービスが提供されるためには、そこで働く皆さんの労働条件改善も重要です。この観点から、公契約条例の制定についていかがお考えでしょうか。

県の行う契約については、透明性や品質の確保、雇用・労働環境の確保、地域経済への配慮などが求められます。この間、公契約のあり方について、専門家、学識経験者のご意見をお聞きしていますし、労働団体、経営者団体との意見交換を重ねています。条例化も視野に入れて検討を進めていきたいと考えています。■

信州協働推進ビジョン

協働の5原則(ルール)

- 【原則1】目的・目標の共有
- 【原則2】各主体の特性・強みの相互理解と尊重
- 【原則3】役割の明確化と共有
- 【原則4】過程の共有
- 【原則5】評価の実施と公開、改善

創造的協働を生み出す活動

- 【アクション1】協働相手と出会う
- 【アクション2】協働を提案する
- 【アクション3】できる方法を考える
- 【アクション4】中間支援組織やコーディネーターの支援を活用する
- 【アクション5】協議会等を設置して事業連携を進める

県の基本施策

1 県民の理解促進のための施策

- (1) ビジョン定着のための協働宣言 (2) 協働等に関する理解促進(印刷物、HP、協働事例顕彰)

2 協働を具体化するための施策

- (1) 協働推進窓口の設置(協働のコーディネート、なんでも相談、理解促進)
- (2) 職員の協働力の向上(協働マニュアル、協働ガイド、研修等の活用)
- (3) NPOの協働力の向上(協働ガイド) (4) 地域協働コーディネーターとの連携

3 協働の担い手としてのNPO等が活動しやすい環境の整備

- (1) 公共的活動に対する寄附募集の仕組みの構築と運用 (2) NPO向け融資の促進
- (3) NPOの人材支援 (4) 公共的活動を支援する連携組織の設置、運営
- (5) NPO法人の設立や認定等の支援 (6) NPO法人活動支援税制の実施

行政・企業との協力関係を構築

■ NPO法人ユースポート横浜は、さまざまな理由から就職できずにいる若者の就労を支援する「よこはま若者サポートステーション」を運営しています。同法人で理事を務める綿引さんに、事業の内容や、より良いサービスの実現に向けた課題などについてうかがいました。

働きづらさを感じている若者に 個別的・継続的就労支援を提供

—「よこはま若者サポートステーション」ではどのようなサービスを提供されているのですか。

若者の職業的自立を支援する厚生労働省の委託事業である「地域若者サポートステーション」は、働くことについてさまざまな悩みを抱えている15歳～39歳までの若者を対象に、個別的、継続的就労支援を行うことを目的として、2006年に始まりました。現在では、厚生労働省から受託を受けた諸団体が、全国140カ所あまりで活動を展開しています。その中のひとつ、「よこはま若者サポートステーション」は、私もNPO法人ユースポート横浜が、横浜市とともに運営している事業です。

主な活動は、1回1時間程度の継続的な個別相談と、各種プログラムの提供です。「自信をつけるプログラム」「ジョブトレーニング*」「就職活動支援プログラム」など、自信の回復からスキル習得まで、相談者の置かれている状況に応じたプログラムを提供しています。

自治体の職場を ジョブトレーニングの現場に

—行政や民間企業との連携を進めているとのことですが、具体的にはどのようなことをされていますか。

近年は就労に際し、コミュニケーション能力をはじめとした様々なスキルが求められるようになり、働くことのハードルが非常に高くなっています。そうした中



NPO

特定非営利活動法人ユースポート横浜理事

綿引 幸代

(わたひき さちよ)

で、多くの若者が自信を喪失したり、強い不安を持つようになり、結果として働けない状況に陥っているのが現状です。相談者のAさんは、「働けなくなる状況になるまで、一段ずつステップを降りてきた感じがする。もう一度働きたいと思って振り返ったら、すべてのステップが取り払われ、断崖絶壁のようになっていた。こうなってしまうと戻る手掛かりがない」と話します。

こうした若者に対し、就労までのスモール・ステップを何段階も作り、相談者が抱える困難や個性に合わせた就労支援を行うことが私たちの活動の中心となっています。

現在では、110にのぼる事業所にご協力いただき、実際の職場でのジョブトレーニングを実施しており、本格的な就労に向けたワンステップにさせていただいております。

横浜市は市役所の職場をジョブトレーニングの場として提供し、働きづら

さを感じている多くの若者を受け入れています。こうした取組みを、横浜市だけではなく全国の自治体にも実施していただきたいと思います。なぜなら、公務員一人ひとりがそうした若者と共に働くことで多くの「気づき」が生まれ、それがより良い公共サービスにつながると考えるからです。また、公共サービスを担う行政とNPOとの双方向的な協力関係も構築できると考えます。

公共サービス基本条例に 期待しています

—問題・課題を共有できると進むべき方向性が見えてくるということですね。今後、サービスを向上させていくためにどうすればよいとお考えですか。

他のサポートステーションでは厚生労働省のみの委託事業のところも多く、1年ごとの契約のため長期的なスパンで事業のあり方を考えたり、模索することが難しい。また、そこで働く人たちは、安心して経験やノウハウを蓄積できません。事業の継続が保証されない状況下では、正規職員を雇い入れることもままならず、非正規職員を最低賃金ギリギリの水準で雇用しているところもあると聞いています。

「よこはま若者サポートステーション」は厚生労働省の委託に加え、横浜市とともにすすめている事業なので、5年間は横浜市からの推薦が継続され、他のサポートステーションと比べ恵まれているかもしれません。ですが、サービス向上のためには事業のさらなる継続と労働条件の確保が必要です。そうした環境づくりのためにも、公共サービス基本条例の制定には期待を寄せています。■



Social activist

自立生活サポートセンターもやい理事
反貧困ネットワーク事務局長
元内閣府参与

湯浅 誠

(ゆあさ まこと)

■ 2008年末に行われた『年越し派遣村』村長や、内閣府参与を務めたことで知られる湯浅誠さんに、公共サービス向上のために公務員に求められる役割と、どのような社会をめざしていけばよいのかについてうかがいました。

—公務労協は「質の高い公共サービスの実現」に向け、2009年に制定された公共サービス基本法を活かす取組みとして、公共サービス基本条例と公契約条例の制定に取り組んでいます。

お互いのできることを足しあげていく関係を

公共サービス基本法自体は「初めの一步」みたいな法律で、公契約条例もまだまだこれからだと思うんですね。ただ、めざしているところはとっても望ましい。契約内容や賃金について公正・公平に運用されていくことで、人々の暮らしの質が担保されていくということが最終的な目標になっている。つまり、公共サービスの質が担保されることで社会の質が担保されることをめざしているんですね。

公務員も地域の一員

一方、公共サービスの質を問うているのが公務員だとなったとたんに、「それは結局あなたたちの給料のためにやっているでしょ？」となる。たとえば、学校の先生が教職員の待遇改善を言ってもなかなか聞いてもらえない。だけど先生自身が子どもの親としてPTAの人たちを巻き込みながら、あるいは、子どもと一緒に「地域の人」として発言すると社会性をもてるんです。教職員組合として議員要請しても聞いてもらえないことも、地域のマルチステークホルダー、つまり、学校に関わる多様な利害関係者となぎあい、いっしょに要請すると議員も耳を傾けざるを得ない。今、みんなその形に敏感で、社会性がものすごく厳しく問われる時代なんです。

社会性を持つためには、公務員がコーディネート役というか、いろんな人をつなぐ役割を担わないとうまくいかない。町おこし、地域活性化も、公務員がどれだけ町の人を巻き込めたかで、町全体の問題になることもあれば、「公務員だけが言ってる」で終わることもある。だから、公務員のコーディネート能力がとっても重要なんだと思いますね。

—公務員も地域の一員として生きることが必要ということですね。一方、「公務員パッシング」が続いています。

—すごく悪く言うんですね、切り捨てるこ

とで切り捨てられてきたような面があるわけですね、公務員の人たちも。ホームレスとか生活が苦しくなってきた人を現場で切り捨てていた。そして、その人たちが生活が成り立たなくなると、格差・貧困が広がって、民間でどんどん非正規が拡大していった。そうすると、公務員だけなんであんなに恵まれているんだという話になる。正規職員が減られ、自治体の職場の非正規率は今や3割、5割という状況です。正規職員は過労で、退職者も多い。切り捨ててきたから切り捨てられちゃうんですね。

住民と行政、お互いの大変さを いかにシェアできるか

住民は行政の大変さが分からないし、行政は住民の大変さが分からない。それは民間同士もそうなんですよ。それぞれが置かれている立場や役割がシェアされない中で顔を合わすと嫌になっちゃって、マイナスの出会いしかできなくなる。お互いが難しさをシェアしながら、自分たちはここができる、というふうプラスで足しあげていく関係が作れると、そこから出てくるものがいっぱい公共サービス総体なので、豊かになるはずなんです。今は、それを目の前にしながら、「おまえがやれ」とお互いに言い合っている状態なんですよ。それで結局埋まらないところがある。そこを埋めていくプラスの関係をどう作るか。そのためには、難しさをいかにそれぞれがシェアできるかということが課題なんだと思います。

—質の高い公共サービスを実現するためには、公務員も地域の一員になりコーディネート能力を活かすこと、また、それぞれの立場や役割をシェアすることが必要ということですね。私たちが制定に向け取り組んでいる公共サービス基本条例もそうしたことをめざしています。湯浅さんのお話で条例の必要性を再確認できました。本日はありがとうございました。■

モデル地域紹介

公務労協奈良

公共サービスキャンペーンのモデル地域である公務労協奈良の取組みを紹介します。

公務労協奈良は2011年、「公契約条例の実現をめざす奈良県民の会」を連合奈良、NPO障がい者雇用事業センター、民主党奈良県連、奈良県地方自治研究センターで立ち上げ、代表者に奈良女子大学名誉教授の澤井勝さんが就任しました。

2012年6月、公契約条例制定をめざす奈良県シンポジウムを開催し条例制定に向けた機運を高めるとともに、2013年3～4月、JR奈良駅前での「公共サービス・公契約条例制定をめざす決起集会」や主要ターミナルでの街宣キャラバン行動に取り組んでいます。

これら取組みを進める中、荒井正吾奈良県知事と公務労協奈良との懇談会で、知事は「公契約条例を本年度中に制定したい」との考えを明らかにし、都道府県段階では初となる条例制定への期待が高まっています。

公務労協奈良は今後、公契約条例と「車の両輪」である公共サービス基本条例の制定にも力を入れ、集会や要請行動、議会対策を進めることとしています。



公契約条例制定をめざす奈良県シンポジウム
(2012年6月)



オリジナルキャラクター
「公契約をなんとかせんとくん!」

2013年公共サービス キャンペーン

公務労協の「公共サービスキャンペーン」の成果の一つである「公共サービス基本法」が2009年5月に制定されて以降、全国の自治体で「公共サービス基本条例」「公契約条例」を制定する取組みを進めています。

1 「公共サービス基本条例・公契約条例の制定をめざす会」の結成

条例制定に向けて、各都道府県の地方連合会、地方公務労協、民間労組や地方労働者福祉協議会、地域のNPO、有識者、地方議会議員、市民など幅広い関係者が参加する会を結成します。

2 全国で集会・シンポジウムの開催

2012年11月13日に東京で開催された早稲田大学メディア文化研究所公共ネットワーク研究会主催・公務労協協賛のシンポジウム「ともにつくる『公共サービス』」を参考に、各都道府県で集会やシンポジウムを開催し、条例制定へ向けた一層の理解を広げます。

3 各地での活動紹介

公務労協のホームページや、広報チラシ・パンフレット等を通じて、「公共サービス基本条例」「公契約条例」に関する各地の取組みを紹介します。

2003年	公務労協結成 (10/15)
2004年	「良い社会をつくる公共サービスを考える研究会」発足 (11/22)
2006年	研究会最終報告 (10/16) 研究会最終報告発表シンポジウム (12/6)
2007年	より良い公務と公共サービスをめざす国民対話集会 (2/22) 「公共サービス憲章」請願署名運動実施 (約332万筆を衆参両院議長に提出) 「公共サービス憲章」制定を求める中央集会 (7/3)
2008年	「公共サービス基本法制定」を求める中央集会 (2/14)
2009年	「 公共サービス基本法 」制定 (5/20公布、7/20施行) 公共サービス基本法とともに生きる社会をつくる集い (6/19)
2010年	公共サービス基本条例制定を求める取組みスタート 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン開始中央集会 (2/22) シンポジウム「公共サービス基本条例を考える」 (4/19)
2011年	公契約条例と公共サービス基本条例制定をめざす中央集会 (2/23)
2012年	公共サービスキャンペーン開始中央集会 (3/1) シンポジウム「ともにつくる『公共サービス』」 (11/13)
2013年	春季生活闘争・公共サービスキャンペーン開始中央集会 (3/6)

公契約条例制定自治体

2009年	千葉県野田市 (9月)
2010年	神奈川県川崎市 (12月)
2011年	東京都多摩市 (12月)、神奈川県相模原市 (12月)
2012年	東京都渋谷区 (6月)、東京都国分寺市 (6月)、神奈川県厚木市 (12月)
2013年	秋田県秋田市 (3月)、群馬県前橋市 (3月)

※括弧内は制定月

より詳しい情報はHPをご覧ください! <http://www.komu-rokyo.jp/campaign/>